

- ▶ **内容** ・平成29年度公営企業定期監査(財務・工事)報告書
- ・平成29年度財政援助団体等監査報告書
- ・監査結果に基づき市長等が講じた措置(平成29年度)

※監査報告書とは、事務や工事のやり方が適正で合理的だったかなど監査委員が調査した結果をまとめたものです。

※措置とは、これまでの監査結果に基づき具体的な改善を行ったものなどで、1年分をとりまとめて公表しています。

(監査事務局 ☎328-2763)

第30回熊本県シルバー作品展出品募集

- ▶ **期間** 8月28日(火)～9月2日(日)
- ▶ **場所** 熊本県立美術館分館
- ▶ **部門** 日本画、洋画、写真、書、彫刻、工芸
- ※各部門で金賞・銀賞作品は、平成31年に開催の「ねんりんピック和歌山2019」に出品予定。
- ▶ **対象** 県内に住む60歳以上(平成31年4月1日時点)のアマチュアの方
- ▶ **費用** 1,000円
- ▶ **申込み** 4月2日～6月29日までに所定の申込用紙に必要事項を書き、(一財)熊本さわやか長寿財団(☎354-3083)へ
- (高齢介護福祉課 ☎328-2347)

ボランティア活動保険に加入しませんか

公益性のあるボランティア活動中の思わぬ事故で、負傷または死亡した場合や第三者へ法律上の賠償責任を負った場合の保険です。

- ▶ **対象** 市内に住む方で自発的に構成されたボランティア活動団体などで、市内を拠点として、無報酬で継続的かつ計画的な公益性のある活動を行っている団体
 - ▶ **保険期間** 4月1日～来年4月1日まで
 - ▶ **申込み** 団体により提出先(担当課)が異なります
- 詳しくは、地域活動推進課(☎328-2036)へ。

都市政策関連住民説明会

第2次熊本市都市マスタープラン(地域別構想)の見直し

熊本地震で明らかになった課題を踏まえ、特に防災・減災面での見直しを行うにあたり、市民の皆さんの意見を伺います。

都市計画道路見直しに向けた取り組み

未着手の都市計画道路について、見直し(新設・拡幅の取り止め)の必要性や今後の取り組みについて説明します。

区	期日	時間	場所
中央	5月7日(月)	午後2時～	市庁舎14階大ホール
		午後7時～	
東	5月8日(火)	午後7時～	託麻公民館C会議室
	5月9日(水)	午後2時～	
西	4月26日(木)	午後2時～	西部公民館大ホール
	4月27日(金)	午後7時～	
南	4月26日(木)	午後7時～	富合公民館研修室
	4月27日(金)	午後2時～	
北	5月8日(火)	午後2時～	植木公民館多目的ホール
	5月9日(水)	午後7時～	

※できるだけ公共交通機関を利用ください。
※説明内容はすべての場所で同様です。

- ▶ **対象** どなたでも(住む区にかかわらず、どこでも参加できます)
- ▶ **申込み** 当日直接会場へ
- (都市政策課 ☎328-2502)

はかりの定期検査

商店や病院などで、取引または証明に使用する「はかり」の検査です。最寄りの検査会場必ず受検してください。家庭用計量器(キッチンスケール・ヘルスメーターなど)の検査も併せて行います。

- ▶ **日時** 4月4日(水)
- 受付:午前10時～正午、午後1時～3時
- ▶ **場所** 慶徳小学校 図工室前(雨天時:夜間通風口)

※西山中学校会場は体育館立替工事により使用できません。該当の方は慶徳小学校会場で受検ください。

(計量検査所 ☎369-0610)

年金・税

国民年金学生納付特例制度をご存じですか

国内に住む人は20歳になったときから国民年金保険料を納める必要がありますが、学生には、納付の特例制度があります。対象の方が申請して承認されると、在学期間中の保険料の納付が猶予されます。

▶ **対象** 日本の大学(院)・短大・高校・専門学校など日本の学校に在学する20歳以上の学生(夜間・定時制・通信制課程の学校も含む)で、学生本人の前年所得が一定額以下の方

※対象にならない大学(院)・専門学校もあります。

※前年所得が一定額を超えていても申請時点で離職し、離職票または雇用保険受給資格者証等の写しを提出すれば、特例で承認されることがあります。

▶ 年金受給時の注意点

特例を受けた期間は年金を受けるために必要な期間として計算されますが、老齢基礎年金額の計算には入りません。承認を受けた期間分は、保険料の追納をお勧めします。

学生納付特例の申請をせずに保険料を未納にしておくと、事故や病気で障がいが残ったときに、障害基礎年金を受けられない場合があります。

▶ **申込み** 年金手帳と学生証など学生であることが証明できるもの(代理人が申請する場合は、特例を受ける方の印鑑も必要)を持って、区役所区民課、総合出張所へ

※前年度この制度で承認となった方も更新が必要です。

詳しくは、区役所区民課へ。

パブリックコメント 結果発表

熊本市国民健康保険保健事業実施計画(第2期データヘルス計画)(素案)

担当課 国保年金課(☎328-2280)

閲覧期間 4月18日(水)まで

閲覧場所

国保年金課、情報公開窓口(市庁舎1階)、区役所(中央区を除く)、まちづくりセンター(中央区まちづくりセンターを除く)、大江交流室、五福交流室、芳野分室、くまもと森都心プラザ市民サービスコーナー、ウエルパルクまもと、地域コミュニティセンター、市ホームページ

平成30年度固定資産税・都市計画税の縦覧・閲覧を始めます

■ 縦覧

自分の資産と、縦覧帳簿に記載されているほかの土地・家屋の評価額を比較できます。

- ▶ **期間** 4月1日～5月31日(平日のみ)
- ▶ **場所** 資産が所在する区の区役所税務課
- ▶ **対象** 固定資産税の納税者(納税義務者の中で固定資産税が課されている方)、代理人、納税管理人

■ 閲覧

自分の資産について固定資産課税台帳に登録された内容を確認できます。

- ▶ **期間** 4月1日～(平日のみ)
- ▶ **場所** 区役所税務課
- ▶ **対象** 固定資産税の納税義務者、代理人、納税管理人、借地人・借家人、固定資産を処分する権利を有する方(納税義務者ではない所有者など)
- ▶ **手数料** 1件300円(縦覧期間中は納税義務者と代理人のみ無料)

※字図の閲覧は行っていません。

【共通事項】

- ▶ **持参物** 納税(義務)者、納税管理人:印鑑、本人確認書類(運転免許証など)
- 法人:法人の実印、窓口に来る方の印鑑、本人確認書類(運転免許証など) ※法人の実印が持ち出せない場合は、委任状に押印して提出。
- 代理人:委任状、印鑑、本人確認書類(運転免許証など)
- 借地、借家人など:賃貸借契約書および賃借料の領収書、印鑑、本人確認書類(運転免許証など)
- 固定資産を処分する権利を有する方:処分の権利があることを証明する書類、印鑑、本人確認書類(運転免許証など)

詳しくは、課税管理課(☎328-2195)へ。



くらしの中の人権 53

震災と人権

東日本大震災や熊本地震をはじめ、近年は、各地で台風や豪雨などにより毎年のように激甚災害に指定される大規模な災害が起きています。このような中、多くの方々が避難生活を強いられています。

被災した人々の中には、財産を所有する権利、働く権利、教育を受ける権利、自由に移動する権利を奪われた人もいます。

また、東日本大震災での原子力発電所の事故では、放射性物質の拡散に伴い発電所周辺から避難した人々が、避難先で風評に基づく差別的取り扱いを受ける、あるいは被災地の農業・水産業・酪農業が風評被害を受けるといった、根拠のない思い込みや偏見から人権侵害につながる行為も発生しています。

人権問題は、私たち1人ひとりの意識に根ざした問題です。正しい情報を得て、被災した人々のことを忘れず、被災した人々の気持ちに寄り添うことが大切なのではないでしょうか。

(人権推進総室 ☎328-2333)